

東アジア・オーストラリア地域フライウェイ・パートナーシップ実施戦略(2012年～2016年) (2012年3月21日インドネシア・パレンバンにおける第6回パートナー会議において採択)

1. はじめに

当文書は、パートナーシップ文書で特定した目標及び主な目的を遂行するにあたって、2012年から2016年までに実施すべき東アジア・オーストラリア地域フライウェイ・パートナーシップ(EAAFP)の枠組みを示すものである。

EAAFPの目的は、フライウェイを通して、渡り鳥やその生息地の保全に取り組むあらゆるレベルの政府組織、生息地管理者、多国間環境協定、技術研究機関、国連諸機関、開発機関、産業及び民間セクター、学術研究機関、非政府組織、地元住民グループなど様々な利害関係者の間の対話、協力、協働を促進するための枠組みを提供することである。

2007年から2011年までを対象としたEAAFP実施戦略の初版は、2006年11月にインドネシアのボゴールで開催された第1回パートナー会議(MoP1)での討議を受け、EAAFP作業部会が作成した草案に基づいて策定された。

2012年から2016年までの期間を対象とするこのEAAFP実施戦略は、全体としては初版の構成と内容を踏襲し、MoP5で任命されたEAAFP実施戦略特別委員会の主導による改訂事項を組み込み、その後2012年3月にインドネシアのパレンバンで開催されたMoP6における審議及び承認を受けたものである。

構成面での最大の実質的改定部分は、成果項目の整理(14項目から11項目への減)、それら成果項目の順序の入れ替え、以前の「ガイダンス・ポイント」に代わって「重点的目標達成事項(Key Result Area : KRA)」を導入した点である。重点的目標達成事項を設定した狙いは、実施に一定の柔軟性を持たせながらも、報告期間内に達成が見込まれる測定可能な目標値を設定することによって方向づけをすることにある。実施に関与する主体や関係者をできる限り特定し、理解を促進する解説テキストを加えた。また、重点的目標達成事項を達成するにあたって活用することのできる実現可能な仕組みやプロセスを、コメントとして最後に付記している。

当実施戦略の狙いは、パートナーシップを目標及び目的に導く計画作りの枠組みを提供するだけでなく、パートナーから出された年間レポートに基づき、向こう5年間の目標へ向けた進捗度を評価する手段を提供することである。全体として当実施戦略は、様々な活動実施に向けた共同アプローチの重要性に焦点をあて、関わる活動の種類により様々なレベルのパートナーや組織(生息地、国内、国際組織)を参加させるものとなっている。

別添の「EAAFP 機関の役割と機能」では、EAAFPの枠組みの中で実現可能な協力の体制について様々な情報を提供しているが、戦略を実施する主な仕組みは国内及び生息地における協力関係(パートナーシップ)であることから、特にこれらに焦点をあてている。

頭字語及び略語(略称)解説

AEWA	アフリカ・ユーラシア地域水鳥保全協定 (Agreement on the Conservation of African-Eurasian Migratory Waterbirds)
APMWCS	アジア・太平洋渡り性水鳥保全戦略(Asia-Pacific Migratory Waterbird Strategy)
AI	鳥インフルエンザ(Avian Influenza)
BLI	バードライフ・インターナショナル(BirdLife International)
CEPA	広報、教育、参加、普及啓発(Communication, Education, Participation and Awareness) (Communication, Education and Public Awarenessと表現される場合もある)
CBD	生物多様性条約(Convention on Biological Diversity)
CMS	移動性野生動物種保全に関する条約(ボン条約) (Convention on the Conservation of Migratory Species of Wild Animals)
CSN	重要生息地ネットワーク(Critical Site Network)
EAAF	東アジア・オーストラリア地域フライウェイ(East Asian - Australasian Flyway)
EAAFP	東アジア・オーストラリア地域フライウェイ・パートナーシップ (East Asian - Australasian Flyway Partnership)
EIA	環境影響評価(Environmental Impact Assessment)
FSN	フライウェイ生息地ネットワーク(Flyway Site Network) (EAAFP内)
IBA	野鳥を指標とした重要生息地(Important Bird Area)
INGO	国際非政府組織(International Non Governmental Organization)
IS	実施戦略(Implementation Strategy)
KRA	重点的目標達成事項(Key Result Area)
MEA	多国間環境協定(Multilateral Environmental Agreement)
MoP	パートナー会議(Meeting of the Partners)
MoU	覚書(Memorandum of Understanding)
NBSAP	生物多様性国家戦略及び行動計画(National Biodiversity Strategy and Action Plan)
Ramsar Convention	ラムサール条約(国際的に重要な湿地に関する条約)
RRI	ラムサール地域イニシアチブ(Ramsar Regional Initiative)
SEA	戦略的環境影響評価(Strategic Environmental Assessment)
TF	特別委員会(Task Force)
WG	作業部会(Working Group)
WI	国際湿地保全連合(Wetlands International)
WSSD Type II Partnership	WSSD II型パートナーシップ(持続可能な開発に関する世界首脳会議で承認された 非公式・非拘束の協力機構)

目的1： アジア・太平洋渡り性水鳥保全戦略(APMWCS)ネットワークの成果に基づき、渡り性水鳥の保全に向けて国際的に重要な生息地のフライウェイ・ネットワークを展開する。

成果項目1：フライウェイ内にある渡り性水鳥の全生息地について、国際的に重要な生息地を特定し、保全及びフライウェイ生息地ネットワーク参加の優先順位が決定される。

解説／考察：当成果項目は、東アジア・オーストラリア地域フライウェイパートナーシップ (EAAFP) のフライウェイ生息地ネットワーク (FSN) が、フライウェイ内にある渡り性水鳥の国際的重要性の基準を満たす（おそらく 1,000 カ所を超える）地域について、その一部地域しか網羅していないという認識に立つ。フライウェイ生息地ネットワーク以外の生息地で、ラムサール条約湿地や野鳥を指標とした重要生息地 (IBA) といった別の指定を受けている地域もある。当成果項目は、フライウェイ内の国際的に重要な全ての生息地に、保全活動をする上での優先順位づけをする。パートナーがこの成果項目を達成するには、作業部会や水鳥分布の技術専門家の支援を受けた、生息地の優先順位付けに関する指針が必要である。当成果項目はまた、最低限でもフライウェイ内の個体群の生存率を左右する全生息地が参加できるように、FSN の拡大を図るも、参加にあたっては、必ず生息地の関係管理団体の支持を受けなければならない。

1.1 国際的に重要な生息地の初版リストを、既存の情報に基づいて確定し、2013年3月までにフライウェイの全ての国の政府に伝達する。フライウェイの水鳥のライフサイクルを支えるために必要な、生息地のより包括的なリストが、最新情報を盛り込み、又全ての水鳥群を網羅して2016年までに完成される。(事務局、作業部会、国際非政府組織 (INGO)、及び／またはモニタリング特別委員会)

解説／考察：東アジア・オーストラリア地域フライウェイ (EAAF) の渡り性水鳥に関する国際的に重要な生息地(3個体群だけについての700カ所の生息地)のリストが、作業部会の情報に基づいて作成され、第1回パートナー会議 (MoP1) で提出された。この初版リストは、見直しや更新(例：重要な生息地の根拠となる種の数についての情報を最初につけるなど)が必要であり、その上でEAAFPのホームページに掲載すべきである。2016年の完成を目指すより包括的なリストは、既存のツールに基づいて作成されなければならないことが提起されている。これには全水鳥群(サギ類、アジサシ類、その他の海鳥類など)を含まなければならないが、初版リストより大幅に生息地数が増加することになる。

この作業は、一つないし複数のパートナーへ委託されるか、あるいはモニタリング特別委員会が主導することになる可能性があり、EAAFPの科学技術担当官には特別な役割があてられる可能性がある。

1.2 これらの生息地をFSNの参加候補地とする際の優先順位に関する初版指針を策定し、第7回パートナー会議までにパートナーへ提出し、以後のパートナー会議において引き続き見直しと改訂を行なう。(フライウェイ：事務局／コンサルタント／モニタリング特別委員会)

解説／考察：これまでFSN参加候補地の選定の優先順位づけについては限られた指針だけであった。今後の候補地選定においては、FSNの戦略的必要性に基づいた明確な指針がなければならない。具体的には、地球規模での絶滅危惧種の保全、深刻な減少が見られる個体群、消滅しつつある主要な生息地の参加、様々な水鳥群の提起、多様な水鳥の個体群にとって大きな重要性の高い生息地の特定などに関する指針が必要とされる。選定を優先順位づけするさらなる種・種群の生息地の特定にあたっては、各水鳥種の重要な生息地を特定するため、EAAFP分類学作業部会を組み込むことが求められる。このことはこれが新たな生息地認定を検討する際に、関係国政府への適切な情報提供につながる。

この指針は、(ラムサール条約の下での、「国際的に重要な湿地のリストを将来的に拡充するための戦略的枠組みとガイドライン」同様)FSN のための戦略計画に組み込むことも可能である。この方法については、CMS/IOSEA のウミガメに関する覚書の下での生息地ネットワークのために策定されて最近採択された評価基準から情報を得ることもよい。この業務は、事務局より委託、もしくはモニタリング特別委員会の主導の下で実施される可能性がある。

1.3 フライウェイ生息地ネットワークが、渡り性水鳥の個体群について確認された全ての重要生息地を順次組み入れて着実に増加すること。(新たに年間 7-10 ヶ所の生息地を特定された優先順位に従って選定することを目標とする)(国内：中央政府パートナー)

解説／考察：この KRA(重点的目標達成事項)は、個体群全てを網羅せずに単に生息地を束ねただけのものではなく、フライウェイの 250 の水鳥個体群が移動するのに必要な要件を地域全体が満たすための、体系的に指定された生息地ネットワークが必要であるとの認識に立つ。これは最低限のネットワークであり、将来的に拡大していかなければならないであろう。この成果項目は、生息地の優先順位を付けた生息地の選定にむけた戦略的アプローチを求める(KRA1.2を参照)。フライウェイレベルの水鳥個体群に基づいて特定した生息地優先順位リストを基にすれば、国家パートナーが FSN に組み込む国内生息地の優先順位リストを特定することもより容易になるであろう。これまでの経験から、生息地選定のプロセスは、様々な階層の多くの利害関係者らと事業推進に関わる合意折衝や議論を重ねるため、非常に時間がかかることが多い。したがって新規生息地の選定は、フライウェイ全体として年間に 7-10 ヶ所という少なめで達成可能な目標値を設定した。

成果項目 2：国際的に重要な生息地の管理によって、湿地の生物多様性保全と、地域社会に恩恵をもたらす持続可能な開発が健全に統合されることを実証する。

解説／考察：この成果項目は、FSN 内外に関わらず、国際的に重要な生息地の効果的管理こそが、フライウェイ全体の渡り性水鳥保全において必要であるとの認識に立つ。また地域社会の支持を確実なものとするためにも、保全活動と持続可能な開発が地元で恩恵をもたらすことが、生息地管理上不可欠であるとも認識している。FSN 生息地に対しては各国が、それぞれの管理計画手順を適用することとしている。特に EAAFP には独自のガイドラインやフォーマットは準備されていないが、生物多様性条約(CBD)やラムサールなどの多国間環境協定(MEA)が作成した生息地管理の指針をモデルにすることが推奨される。現在、国際湿地保全連合(WI)とバードライフ・インターナショナル(BLI)によって EAAFP サイトアセスメントが実施されているが、これが完成すると、FSN サイトの中で何ヶ所の生息地が管理計画を有しているのかを特定する際の助けとなるであろう。

渡り性水鳥の保全は、移動性野生動物の保全に関する条約(CMS)決議 10.181 の指針に従い、生物多様性国家戦略及び行動計画(NBSAP)に組み込まれる形で強化されなければならない。フライウェイ保全についての指標及びモニタリングの仕組みを、国内の保護地域や生態系ネットワーク計画に組み込まなければならない。これは、CBD が 2010 年の締約国会議において採択した「愛知生物多様性目標 2020」の 11 と 12 に則ったものである。

2.1 渡り性水鳥とその生息地保全強化に関して、参加型管理プロセスと地域社会へもたらす恩恵について強調した様々な管理ガイドラインやケーススタディを、EAAFP のホームページやその他のメディアを通じて入手できるようにし、2012 年 12 月迄に生息地管理者や様々なレベルの利害関係者が検討できるようにする。(フライウェイ：CEPA WG、事務局。全パートナーの支持の下に)

1. 「生物多様性国家戦略及び行動計画（NBSAP）及び生物多様性条約第 10 回締約国会議におけるその他の成果への移動性動物種の組入れに関するガイドライン」

2. 生物多様性に関する愛知ターゲット 2020 の目標 11 は、次のように定めている。「2020 年までに、少なくとも陸域及び内陸水域の 17%、また沿岸域及び海域の 10%、特に、生物多様性と生態系サービスに特別に重要な地域が、効果的、衡平に管理され、かつ生態学的に代表的な良く連結された保護地域システムやその他の効果的な地域をベースとする手段を通じて保全され、また、より広域の陸上景観又は海洋景観に統合される」。目標 12 は次のように定めている。「2020 年までに、既知の絶滅危惧種の絶滅及び減少が防止され、また 特に減少している種に対する保全状況の維持や改善が達成される」。

解説／考察：生息地管理については、ラムサール条約、CBD、CMS などの多国間環境協定 (MEA) や、各国政府、国際非政府組織 (INGO) やさまざまなプロジェクトによる広範な指針と経験 (ケーススタディと見直し) が存在する。しかしながらこのような指針を生息地管理者が、特に現地の言語で探し出すのは困難である。既存の指針については英語版あるいはパートナーが提供した翻訳版を EAAFP のホームページを通じて入手できるであろう。また、EAAFP パートナーが経験した関連の行政的、技術的課題なども入手できるであろう。取り上げるべき項目には次のようなものがある。：管理計画における各生息地間の生態学的連続性の認識、つまり渡り鳥が移動サイクルの中でフライウェイ生息地ネットワークにどれだけ依存しているか。参加型生息地管理を基盤とした管理計画プロセスに関する指針、既存のガイドラインや計画システムを通じていかに水鳥の保全に取り組むべきかなど。

2.2 全 FSN サイトと渡り性水鳥にとって国際的に重要なその他の生息地について、地域共同体を含む地元利害関係者の参加を促進するような管理計画を策定し、実施し、定期的に見直し、更新する。(包括的管理計画の中期目標として年間 5 か所とする。特定された優先順位に従うものとする)(国内：中央政府パートナー、地方：国際的非政府組織の支持を受けた地方政府)

解説／考察：既存の FSN サイトは、管理の介入の度合いに差がある。管理の実効性を高めるために、ここではメカニズムのモニタリング、見直し、更新といった結果ベースの参加型管理方法を着実に導入していくことを図る。計画段階から地域社会が関わることを含め、参加型の取り組みは重要な要素である。

現在 WI と BLI によって行なわれている 100 か所の FSN サイトについてのアセスメントはどの管理者側の取り組みを優先するかを考慮する際非常に役に立つ。ただし留意すべき点として、FSN 以外の国際的重要生息地の管理実効性についても同様に注目しなければならない。特にその中でラムサール条約湿地となっている生息地は、全ての条約湿地の管理計画を推進するというラムサールのアプローチに従わなければならない。

2.3 参加型プロセスを通じて、渡り性水鳥の生息地管理に関わる他の国際的イニシアチブと協力関係を築く。(フライウェイ：事務局、INGO、国内：中央政府パートナー)

解説／考察：この点は、(前述 2.1 で述べた生息地管理ガイドライン適用外の)別の国際的イニシアチブとの活発な調整及び連携協力の価値を認めるものである。例えば水資源管理、海洋保全プログラム、国境をまたぐ河川流域、保護区ネットワーク、渡り性水鳥の多種多様な生息状況の重要性に関与する国際的イニシアチブがある。個別の活動としては、渡り性水鳥に関する関心事項の見直しを実施してそれらを既存のガイドラインや計画システム(例：ラムサール、CBD)へ組み込むことなども含まれるが、この業務は特別委員会または個人に割り振ることができよう。

2.4 フライウェイ・ネットワーク・サイトにおいて、関連する全ての国内及び生息地パートナーシップが参加したするモデルプロジェクトを展開して、主要な脅威のプロセスや社会経済的ニーズに取り組み、同時に湿地の生物多様性保全と地域社会に利益をもたらす持続可能な開発との統合に貢献する。(国内：中央政府パートナー)

解説／考察：モデルプロジェクトの狙いは、優良事例を示すことで、学ぶ体験を広くパートナーやフライウェイ全ての生息地と共有することにある。国内及び生息地の協力体制でプロジェクトを主導し、海外のパートナーや事務局の支援を受けて、EAAFP を通じて全体に結果を伝達すべきである。

成果項目 3： 渡り性水鳥に関する国際的に重要な生息地の生態系、社会的、経済的価値が、開発プロセス及び影響評価プロセスにおいて認識される。

解説／考察：当成果項目の狙いは、特に渡り性水鳥とその生息地について、国内の開発計画立案プロセスにおける生物多様性の価値及び重要性に関する認識を高めることにある。このプロセスは国単位で進められるという認識の下に、自国のシステム内のメカニズムを推進し、国内パートナーシップやNGOからの支援を受けて中央政府パートナーが主導すべきである。中央政府の既存枠組みが持つ弱点を特定する評価を改善点勧告の基盤とするために、枠組みについて情報を得ることが必要である。

フライウェイのより広い意味のパートナーシップが、EAAFP 事務局やホームページを通じて諸外国の優良事例を記録し、共有することに支援することができる。EAAFP はまた、環境影響評価(EIA)や戦略的環境影響評価(SEA)に関する既存の国際的指針(例:ラムサールや CBD)を見直し、渡り性水鳥の保全に関する懸念事項が適切に反映されているかを確認し、改正案を提示することができる。

3.1 渡り性水鳥の保全が、国内パートナーシップの手助けによって国家政策、国家計画、国家プログラムに組み込まれて主流化される。(例：国内の開発計画において、渡り性水鳥の種類とその生息環境や生息地の重要性も認識され、が影響を受ける可能性のある国際的に重要な生息地 EIA を要求するなど)(国内：中央政府パートナー)

解説／考察：どの国においても生物多様性保全を中央政府の計画立案プロセスの中に主流化させることは、広範囲にわたって困難な状況にぶつかる可能性がある。この場合、EAAFP が主流化に向けて手助けすることが可能である。方法としては、ラムサール条約やCBDのEIAガイドラインがより多く適用されるよう奨励し、また改善するための基礎として現状の国家政策の見直しの実施または助言を提案することができる。このような変化を導入する際には、まず国内の環境や環境保全関連の各省庁から徐々に導入していき、それから農業、海洋、水といった関連セクターに拡張していくという方法が最も妥当である。

3.2 ネットワーク生息地とその集水域に関わる開発及び影響評価プロセスについてのガイドライン及びケーススタディを策定し、適切などころから対処する。(フライウェイ：事務局、INGO、中央政府パートナー)

解説／考察：EAAFP は、他の国や地域の成功事例のケーススタディを共有することで、中央政府パートナーが開発や影響評価プロセスの改善を手助けすることを目指す。ラムサール条約では、「湿地の賢明な利用」に関する指針が策定され、ここに生物学的特徴の変化に関する記述や生物多様性といった環境影響評価や戦略的環境アセスメントが盛り込まれている。しかし国際的に重要な渡り性水鳥の生息地に関する脅威評価のガイドラインの策定については手が付けられておらず、この点はEAAFP全体で共有しなければならない。

このフライウェイの属する地域(及びその他地域)には脅威・影響の評価について、非常に有意義な経験が存在し、EAAFP 事務局はケーススタディとしてこれらを提供すべきであろう。

目的 2： 渡り性水鳥及びその生息地の価値に関する広報、教育、普及啓発 (CEPA) を強化する。

成果項目 4： 渡り性水鳥の生息地の生態系的、社会的、経済的価値及びネットワーク・サイトが高いレベルで認知され、高いレベルで普及啓発活動が行われる。

解説／考察： CEPA 戦略の草案を、CEPA 作業部会が策定した。CEPA 戦略が目的 2 及び成果項目 4 と 5 に関してより詳細な枠組みを提供する。全体としての戦略は、EAAFP の下で新たなプログラムを策定せずに、既存の CEPA プログラム(例：ラムサールや CBD 普及啓発計画)に則って構築することである。これらの取り組みは相互補完的で、EAAFP 戦略を支えるはずである。したがって EAAFP としては、関連する CEPA プログラムに水鳥の問題が確実に含まれるようにすることが重要である。

4.1 パートナーが、フライウェイ・パートナーシップの国内レベルや生息地レベルでの普及啓発活動や広報活動の現行の指針として、フライウェイ規模の CEPA 戦略を活用する。(全パートナー)

解説／考察： ここにおける狙いは、国内のパートナーが、広範な枠組みの中で CEPA 活動を実践するにあたって適用範囲を見通せるようにすることにある。最初のステップとしては、既存 CEPA 計画のどのプロセスが各国の EAAFP の関心事に当てはまるかを特定することであろう。また、(例えば、ラムサールや CBD の要件に則って)国内 CEPA 活動報告を見直し、主流化することも必要である。

4.2 広報及び普及啓発資料を集約したものを、パートナーが 2012 年 12 月までに入手できるようになり、資料の翻訳や更新の仕組みが確立される。(CEPA 作業部会、事務局。全パートナーが支援)

解説／考察： パートナーシップ内や関連組織を通して、CEPA の有意義な経験や資料が多数存在する。この点は、フライウェイの広範なユーザーがこのような資料を利用できることを目指している。

パートナーは、事務局が集約して EAAFP のホームページに掲載するための資料を入手できるように、CEPA 資料を事務局へ提出しなければならない。

成果項目 5： フライウェイ・パートナーシップの活動及び成果がさまざまなレベルで認識される。

解説／考察： この成果項目は、EAAFP の成功事例や達成度に対してより広範囲の認知を獲得することを目指すものである。この中には、WSSD II 型パートナーシップ、ラムサール地域イニシアチブ、CMS 合意に基づく EAAFP の地位をより効果的に活用することも含む。これによる成果としては、EAAFP の知名度の確立や EAAFP への加盟(EAAFP が認知されると、企業やその他の組織の新しいパートナーが参加に関心を示すことになる)が挙げられ、パートナーシップの活動資源が増えていく。

5.1 パートナーシップのプロモーション活動が、広報、教育、参加、普及啓発戦略に沿って実施される。(全パートナー、事務局)

解説／考察：この点は、パートナーシップのプロモーション及び展開を、EAAFP の広報及び普及啓発活動計画と一致させるための取り組みである。この成果項目に含まれる活動としては、次のようなものもある。EAAFP ホームページの開発とプロモーション。パートナーが行なう CEPA プログラムへの事務局メッセージや CEPA 資料について事務局のサポート。地域規模及び地球規模の関連国際会議への出席。「渡り鳥デの日」や「世界湿地の日」など様々な EAAFP プロモーションの機会への参加。政府機関が CEPA 活動に取り組むことで継続的に国民に EAAFP の存在を知ってもらう。企業会員の開拓。国際湿地保全連合の授賞プログラムの提案。

5.2 EAAFP の実施戦略を実践するための最重要メカニズムとして、国内及び小地域パートナーシップが展開され、強化されること。(中央政府パートナー、その他パートナーの参加も含む)

解説／考察：この点が取り組むのは、国内レベルでのパートナーシップのプロモーションと展開であり、様々な政府機関内部における意思疎通をめざすことである。これは、EAAFP のラムサール地域イニシアチブや WSSD II 型パートナーシップとしての地位(ステータス)に支えられる。これらのパートナーシップは、EAAFP の最終目標を、渡り性水鳥とその生息地の保全の主流化を目指す手段として、NBSAP やその他の国家政策、計画、プログラムに組み込むことを目指さなければならない。

パートナーシップのホームページを、国内パートナーシップの成功事例やケーススタディの宝庫として活用すべきである。地域会合やその他の EAAFP プロモーションの機会(2012 年 9 月大韓民国済州開催の IUCN(国際自然保護連合)の世界自然保護会議など)への参加にむけ、努力すべきである。

目的 3： フライウェイに関する調査及びモニタリング活動を強化し、水鳥及びその生息地に関する知見の充実とともに、情報交換を促進する。

成果項目 6： フライウェイ全般の及び水鳥個体群とその生息地に関する状況、及びその動向について科学的に妥当な情報が入手可能となる。

解説／考察：本成果項目は EAAFP にとって核心的な関心事項であり、その狙いは、連携活動を強化し、水鳥個体群とそのフライウェイ生息地に関する情報をさらに充実させることである。「アジア水鳥センサス」などの既存の枠組みを通じて、適切な情報が継続的に提供されてはいるものの、情報の対象拡大が必要であり、これに関する能力を強化することによって情報の質を向上させることができる。このような改善は供給される資金規模に大きく影響されるため、この調査モニタリングを、生物多様性戦略及び行動計画(NBSAP)等の国家規模の生物多様性指標に関する枠組みに組み入れることが必要である。国家からの支援を確実に取りつけるためには、モニタリング計画の重要性について中央政府に対して提唱することがより効果的だからである。

CMS COP10 決議 10.18 に従い、CBD の生物多様性愛知目標におけるモニタリングの対象に渡り性水鳥を加えることを推進すべきである。(成果項目 2 を参照)EAAFP 作業部会は、関連分野のモニタリング活動の調整や促進を行う十分な準備がある。

6.1 渡り性水鳥個体数の現状や動向についての科学的に妥当な情報を提供するための協力や活動の統合が一層推進され、評価とモニタリングのプログラムが強化される。(全パートナー)

解説／考察:この KRA の狙いは、特定された優先順位に基づくモニタリング活動を強化し、データ不足の種や地域を対象に評価とモニタリングのプログラムを拡大し、データの質を向上させ、モニタリング活動の統合を促進することである。「アジア水鳥センサス」等の大規模なフライウェイモニタリング計画に対し継続的な支援を行うとともに、より小規模の地域モニタリング計画（例：WWF による中国南部沿岸地域におけるプログラム等）の展開を奨励することも必要である。

6.2 渡り性水鳥生息地の現状についての情報を提供するために、2016 年までに最低 3 か所の優先地域において湿地評価プログラムが展開される。（優先地域のための特別委員会）

解説／考察:大半の地域において、湿地一覧や評価のプログラムが存在するが、詳細度や手法にばらつきがあり、多くは更新されてない。本項目は、優先地域（特に生息地喪失が顕著な地域や、EAAFP 特別委員会によって重点化対象とされた地域）における渡り性水鳥生息地に焦点を当て、水鳥の保全対策のための確固とした情報基盤の構築をめざす。

6.3 国際的に重要な生息地と特にフライウェイネットワーク生息地の現状、及びそれらに対する脅威に関する最新の情報が入手できる。（国家政府パートナー、WI、BLI）

解説／考察:この KRA は、フライウェイ生息地ネットワーク (FSN) の生息地において、WI と BLI による評価が現在実施されている評価を基に、国際的に重要な渡り性水鳥の生息地、特にフライウェイ生息地ネットワーク地域の保全状況に関する知見の拡充をめざす。ここには優先順位の設定や保全活動のために、これらの生息地に対する脅威について、より詳細で最新の情報が含まれる。

EAAFP を通じ、共有されるべき脅威の報告には以下のものがある。:オーストラリア政府が支援するオーストラリア国内ラムサール条約対象地域の脅威評価(2011年に完了)、及び BLI による IBA モニタリングの枠組み。この枠組みは、前述の FSN による 100 の生息地の検討に適用されている。FSN の 100 の生息地の分析を通して、脅威を体系化し、緩和策を考察できる。こうした対策がその他の地域にも適用可能かどうかについては、まだはっきりとわかっておらず、脅威の原因、例えば攪乱、にも影響されるだろう。情報の更新システムや更新頻度については、今後検討する必要がある。

6.4 渡り性水鳥に脅威をもたらす一連の主要なプロセスが特定され、簡単な関連の技術的説明が EAAFP のウェブサイトに掲載され、緩和策の最良実践例が紹介される。（事務局、国家政府パートナー、特別委員会、及び作業部会・契約機関による支援）

解説／考察:脅威の主なプロセスとされるものは以下のものがあるが、これらのみに限らない。すなわち、風力発電基地、送電線、湾岸地帯の埋立、イネ科スパルティナ属の繁殖、気候変動等。

この作業には、CMS、AEWA、ラムサール条約、及びその他の国際的枠組み等による（例えば、風力発電基地、送電線、気候変動、及び生息地管理に関する）既存の指針を取り入れるべきである。

成果項目 7:フライウェイ内のすべての国にある国際的に重要な渡り性水鳥の生息地に関する情報が入手可能となる。

解説／考察:本成果項目の狙いは、パートナー間の対話や協力によって情報不足の穴を埋めることである。そのため、具体的活動内容の詳細を含まない。WI と BLI が実施する FSN 内の生息

地評価（継続中）及び、EAAFP 事務局が把握しているネットワーク内の生息地に関して現在ある情報の脆弱さの情報を基に、この成果項目を通して、正確な地図の提供や、地域情報シートの更新等を含む FSN 内の生息地に関する報告の充実の必要性に対処する。また同時に、保全活動を優先化するための、フライウェイを通じた重要生息地についての更に詳細な一覧リストの必要性にも対処する。

- 7.1 2013 年 12 月までに、カウントデータの分析結果が公表され、フライウェイ内の渡り性水鳥にとって国際的に重要な生息地、及び情報不足の地域を特定するために利用され、保全策が通知される。(WI、BLI。国家政府パートナーや作業部会による協力)

解説／考察：MoP1 に先駆けて、重要な生息地に関する迅速評価が実施されて、約 700 か所の生息地が特定された。ここにはガンカモ類アトラス、ツル類アトラス、及びシギ・チドリ類レポートとしてまとめられたそれまでの調査の内容が含まれた。各国の政府に対して、保全の優先項目について説明するためには、更に詳細な重要生息地リストが必要である。

- 7.2 国際的に重要な生息地に関する知見の不足が 2013 年 12 月までに優先事項とされ、利用可能な資源に応じる調査活動が実施されて順次対処される。(国家政府パートナー、EAAFP 作業部会)

解説／考察：調査データが限定的で知見が不足しているが潜在的に重要とみなされる生息地に対する調査の実施を優先する。EAAFP 作業部会、及び国家パートナーシップは、実際の優先項目を積極的に特定して、これらの知見の不足に対処する。

- 7.3 国際的に重要な生息地に関するデータが入手可能となり、パートナー間で共有される。(事務局、その他のパートナー)

解説／考察：国際的に重要な生息地に関しては、レベルの異なるさまざまな組織がそれぞれの関心に応じて情報を保有している。フライウェイネットワークサイト、及びその他の国際的に重要な生息地に関する情報は、フライウェイの保全に最大限有効に用いるために、EAAFP のウェブサイト等の媒体を通じて公開しなければならない。

- 成果項目 8：** 保全活動を支えるために、渡り性水鳥の生態及び渡り戦略に関する知見が強化される。

解説／考察：本成果項目は、重要な生息地を特定するための基本的な知見を提供し、生息地のフライウェイネットワークに対して持つ機能を示し、種にとってのニーズを理解し、保全活動の基盤を構築するという点で、パートナーシップの核心を突く重要な意味を持つ。本成果項目にとっての主な課題は、より適切な調整を行い、個々の水鳥の種が利用する地域にまたがる地域プロジェクトを展開することで、統合的戦略の手法の拡充をめざすことである。

- 8.1 フライウェイを通しての相関性に関する理解を深め、フライウェイ生息地ネットワークの進展を報告するために、渡り性水鳥の渡りについての国際協力研究プロジェクトが実施される。(全パートナー)

解説／考察：本達成事項には、渡り性水鳥のマーキングのプロトコル（取り決め）、各標識調査計画の調整、標識回収情報の調整、フラッグ観察情報、及び電子機器を使った追跡研究を含む。

8.2 3か所の優先区域（黄海、黒竜江・アムール川流域、揚子江峡谷）において、渡り性水鳥に関する情報基盤の拡充が重点化される。（これらの区域に関する特別委員会。関係政府パートナーを含む）

解説／考察：これらの重点区域に関する情報や保全活動の必要性を認識して、MoP5において、黄海と、黒竜江・アムール川流域のための EAAFP 特別委員会が設立された。（揚子江峡谷に関しては、提案はされたが設立されていない。）本項目により、研究、評価、モニタリング活動による情報基盤の拡充に対する必要性を明確にする。

8.3 大半の渡り性水鳥に対してマーキング・プロトコルが、策定される。（カラーマーキング特別委員会）

解説／考察：標識プロトコルは、プロジェクトごとに策定するのではなく、情報共有を調整するために各国政府が決定する。カラーマーキング特別委員会が g、プロトコルの再検討を行っており、その情報は EAAFP ウェブサイトで公開されている。

成果項目 9：特に鳥インフルエンザなど疾病感染に対して、渡り性水鳥が果たすと考えられる役割についての知見が強化される。

解説／考察：本成果項目はアジア太平洋地域渡り性水鳥及び鳥インフルエンザ作業部会（APWG-MWAI）が主体となって実施する。以下はその調整活動項目である。

- ・アジア太平洋地域における渡り性水鳥を対象にした鳥インフルエンザのサンプリング
- ・標識（バンディング・衛星発信器による鳥のマーキング（ニーズ・誰が・どこで）
- ・フライウェイ上の標識鳥捕獲情報の共有や分析
- ・渡り性水鳥の移動や渡りルートに関する情報共有の強化
- ・国内・国際レベルで鳥インフルエンザリスク評価の展開に関与する機関への情報提供の強化

本成果項目の狙いは、科学者と国内・国際機関の代表者とのネットワークや、関連する広報活動を維持することである。評価をしたり、疾病による脅威を削減するために、ネットワークのメンバーに現地視察を依頼することもあり得る。

9.1 鳥インフルエンザ（及びその他の関連する人獣共通感染症）や、その渡り性水鳥への影響をよりよく理解するために、フライウェイ・ネットワーク生息地とその他の重要な生息地において、国際協力による監視プロジェクトが実施される。（パートナー、APWG-MWAI）

9.2 環境・野生生物関連省庁、研究者、及びその他の関連パートナーの間で、渡り性水鳥や疾病問題に関する広報活動のためのネットワークが強化される。（APWG-MWAI）

9.3 疾病リスクの削減を視野に、渡り性水鳥にとって国際的に重要な湿地の管理を改善する計画立案のための指針が広く公開され、再検討され、更新される。（パートナー、APWG-MWAI）

目的4： 自然資源の管理者、政策決定者及び地元利害関係者の、生息地及び水鳥管理に関する能力を向上させる。

成果項目10： 国際的に重要な生息地において、自然資源の管理者、政策決定者、及び地元利害関係者が、水鳥生息地の持続可能な管理を実現するための技術と支援を得ることが出来る。

解説／考察：能力開発は本文書中の全成果項目に共通するものであり、各成果項目のための数多くの活動の基盤となることが期待される。EAAFPの目標を達成するために、フライウェイにおいて特に低開発地域において能力強化のための継続的介入の必要性に注目して、本成果項目で強調する。能力開発は資源に大きく依存することから、特定事業や計画に限定されがちである。本成果項目の狙いは、このような活動を通じて、地域レベルでの特定ニーズに確実に対処すること、及びフライウェイレベルで特定された優先項目に連携して取り組むことである。

10.1 能力開発や研修のプログラムが、渡り性水鳥のモニタリングや保全、生息地管理、持続可能な開発、広報・教育・普及啓発、参加手法等の分野を対象に実施される。(能力開発に関与する全パートナー)

解説／考察：渡り性水鳥の保全を支援するためには、湿地管理者や政策立案者に焦点を当てたニーズ評価に基づいた広範囲にわたる能力開発プログラムが必要である。さまざまな手段(現地のニーズや状況に合わせたもの)により、このような能力開発を実施することができる。その手段としては、研修、現地職員の交換、管理改善、機器の提供や利用の際の研修、また現地の言葉による教材、教具へのアクセスがあり、たとえば、手持ちの資料を集約して、現場の管理者のためのツールキットを開発することもできる。

10.2 渡り性水鳥及びその生息地に対し現在実践されている管理を促進するために、国家としての能力開発プログラムが立ち上げられる。(国家パートナー。事務局による支援)

解説／考察：EAAFP事務局は、国内パートナーシップの成功事例に関する情報を収集して全パートナーを支援しなければならない。また、資料「国家パートナーシップの構築」(EAAFP MoP2 資料7.23)の更新について検討すべきである。

10.3 能力開発の対象としては、各国に存在する国際的に重要な生息地の数を考慮の上、パートナーシップに属する開発途上国が優先される。

目的5： 特に優先種及びその生息地に関して、渡り性水鳥の保全状況を向上させるようなフライウェイ規模の取り組みを開発する。

成果項目11： 水鳥の種及び生息地のためのフライウェイ規模の連携活動が、優先種の保全状況を向上させる。

解説／考察：本成果項目は、優先順位の高い渡り性水鳥及びその生息地の保全に焦点を当てた、

フライウェイ規模の連携活動に関わるもので、パートナーシップの核心的な成果項目である。すでに優れた連携活動が実施されており、こうした活動を最良の具体的実践例として集め、広く普及させなければならない。

11.1 優先順位の高い渡り性水鳥の様々な種に関わる共同プロジェクトによって、水鳥の保全状況が改善する。(全パートナー、事務局による支援)

解説／考察：保全状況の好ましくない種、及びまたは国際協力・生息地管理においてフラッグシップ種（人々の注目を集めることのできる種）となりうる渡り性水鳥が優先される。複数国に関連したプロジェクトや、脅威が渡り性水鳥の多くの種に関わるプロジェクトが優先される。EAAFP 事務局は、真に連携的なプロジェクトの最良実践例をまとめ、普及させる。

クロツラヘラサギ(人々へのアピール度の高いカリスマ的な鳥)に関する共同プロジェクトは連携の優れた例である。これまで約20年にわたり協力関係が構築され、政府と NGO パートナーによって持続的な連携が行なわれてきている。この種に対する脅威のカテゴリーが、絶滅危惧 IA 類(CR)から、絶滅危惧 IB 類(EN)へと改善したことから、この努力による影響が見てとれる。保全プロジェクトの参加者への効果的な情報提供や、台湾の越冬地における、観光・娯楽開発利用計画阻止の成功が本協カプロジェクトによる主な成果である。

11.2 世界規模で脅威にさらされている渡り性水鳥の種が、湿地保全のフラッグシップ種として、国際的単独種行動計画が作成され、実施される。(全パートナー、事務局による支援)

解説／考察：東アジア・オーストラリア地域フライウェイパートナーシップの地域において、現行の国際的種別行動計画策定のレベルは様々である。例えば：

1. 計画策定終了（例：クロツラヘラサギ、ヒガシシナアジサシ、ヘラシギを対象にした CMS 行動計画）
2. 計画草案策定段階（例：トモエガモ、サカツラガン）、及び、
3. 計画策定準備中（例：コウライアイサ、渡り性水鳥保全計画）

MoP5 において、EAAFP の種別行動計画策定の指針、委任事項、承認様式が合意決定された。今後、EAAFP は、湿地保全の牽引役として、絶滅危惧種保全という戦略的取り組みを採用することが必要である。また、種別行動計画（及びそれに関連する特別委員会）の作成や実施の現状を再確認し、優先順位の高い種や個体群のリストをまとめ、行動計画の優先づけ、作成、実施に関わるシステムを構築する。

AEWA 総括文書を参照のこと - パートナー会議 5.24 21 「種別行動計画(SSAP)現状、種管理計画(SMP)の作成、及び調整に関する総括」